公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７６号
仙台市青葉区北根１丁目３番１―1007号
債務者　安田　葉子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
仙台市青葉区北山１丁目20番32号
債務者　藤原　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐瀬　充洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
滋賀県草津市上笠４丁目31番２号
債務者　吉田　　温
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
滋賀県長浜市四ツ塚町159番地１
債務者　山本　光人
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第６０６号
大阪府池田市城南１丁目２番５号　白滝荘５号室、住民票上の住所大阪府池田市伏尾町590番地の１
債務者　田口　俊彦
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲元　　紹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８０号
大阪府吹田市垂水町３丁目８番28―707号
債務者　岡本　智孝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　奈央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０７号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　千田方、事業所所在地大阪府八尾市新家町８丁目20番地
債務者　共伸ゴム工業所こと千田玄こと　朱　玉
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岨中　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　64号棟501号
債務者　中山倫太郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　64号棟501号
債務者　中山千恵子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山26番地の５
債務者　榎　　徳二
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　惣一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０４号
広島市安佐北区亀山８丁目６番14―３号
債務者　佐藤　章礼
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　幸輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４２号
広島市東区尾長東１丁目８番３―103号
債務者　山崎　政登
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　知彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
徳島県徳島市西新浜町２丁目１番34号、旧住所徳島県徳島市富田橋４丁目６番地の３
債務者　四宮　祥行
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
三重県津市白塚町36番地２　アワヤハイツＡ―205、前住所三重県いなべ市北勢町治田外面178番地
債務者　奥山　幹生
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
三重県津市白塚町36番地２　アワヤハイツＡ―205、前住所三重県いなべ市北勢町治田外面178番地
債務者　奥山　和美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県松山市東長戸３丁目８番３号
債務者　堀　　勝躬
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
松山地方裁判所民事部